

平成 28 年 7 月 29 日

地域活性化に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、地域活性化関係施策の効果的な実施に資する観点から、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官（財務、文部科学等担当）

担 当：宮澤、大辻、佐野、花島

電 話：03-5253-5434（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

地域活性化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景

- 地域活性化に関しては、中心市街地活性化法（平成10年）、都市再生法（平成14年）、地域再生法（平成17年）が施行。国は、法律に基づき地方公共団体が作成した地域活性化3計画（※）に対する支援など、様々な取組を従前から実施

※ 中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画及び地域再生計画

- 平成19年10月、地方における人口減少の悪循環を断ち切る等のため、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合。地方の再生に向けた戦略を一元的に立案・実行する地域活性化統合事務局（※）を設置し、地域活性化3計画等の取組を推進

※ 平成27年1月に地方創生推進室、28年4月には地方創生推進事務局に改組

- 平成20年6月、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める「定住自立圏構想」が「経済財政改革の基本方針2008（骨太2008）」に位置付けられ、21年度から取組を実施

勧告日：平成28年7月29日
勧告先：内閣府、厚生労働省、国土交通省
調査対象：5府省、262市 等

主な調査事項

人口移動の状況

地方都市における地域活性化3計画の実施状況

地域再生計画における申請手続の簡素合理化

主な調査結果

地方都市は、周辺の市町村からの移動者が多く、人口移動の受け皿となっている
一方、東京圏への転入は、地方都市からが最も多い

- ・ 地域再生計画と都市再生整備計画は一定の効果が発現
中心市街地活性化基本計画は所期の効果が発現しているとみることが困難
- ・ 地方公共団体における指標設定・測定が不適切な例などあり

地域再生計画（内閣府）と地域雇用創造計画（厚労省）は記載事項・内容が類似しており重複感があるとし、作成書類の削減等、事務の効率化を求める意見あり

まとめ

今後の地域活性化や東京圏への過度の人口集中是正の観点から地方都市の役割が重要

主な勧告

- ・ 中心市街地活性化施策について、改めて目標達成が困難な原因の分析、改善方策の検討
- ・ 指標の設定・測定等に係るマニュアルの整備、助言等の支援を実施

計画書の書式の統一化等の申請手続の簡素合理化

1 人口移動の状況

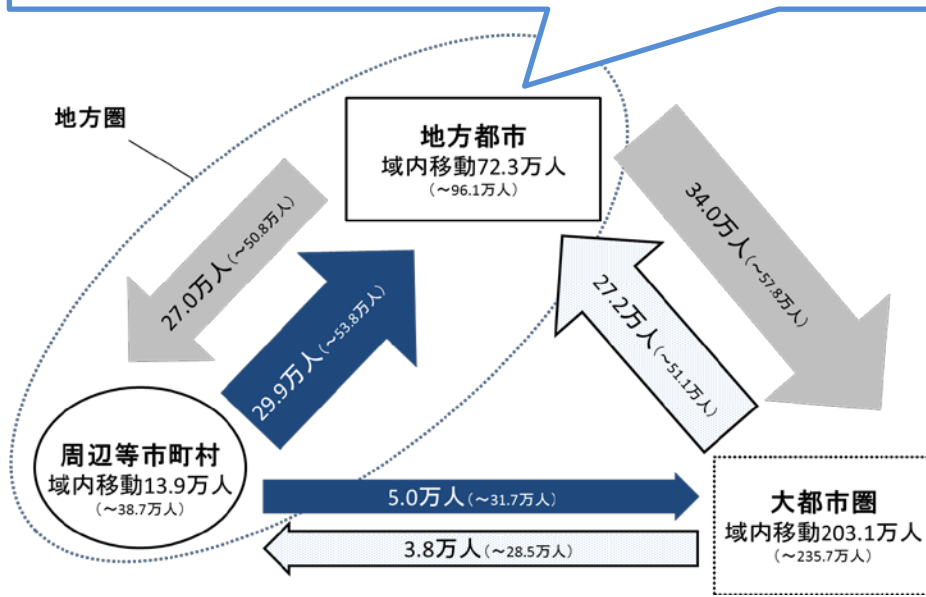
平成24年から27年までの全国の人口移動を分析

結果報告書P41~47、57、58、60~68

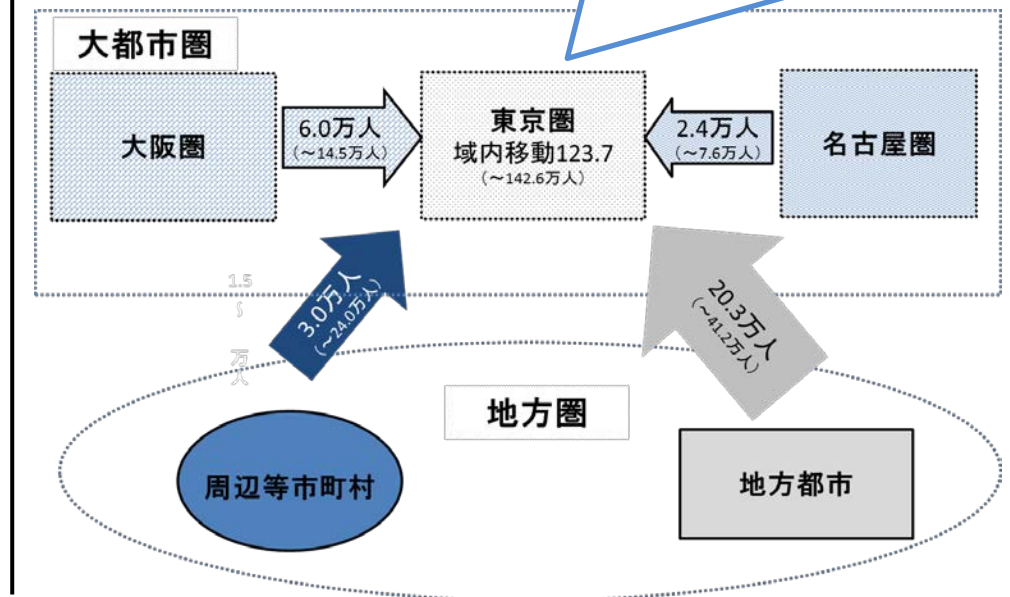
調査結果

- 大都市圏(東京・名古屋・大阪圏)及び地方圏(地方都市、周辺等市町村)の各区分のうち、東京圏は転入超過が続く
- 大都市圏、地方圏等における人口移動の状況

地方都市は、周辺等市町村からの移動が最も多い
地方圏における人口移動の受け皿の役割を果たしていると思料



東京圏へは、地方都市からの移動が最も多い

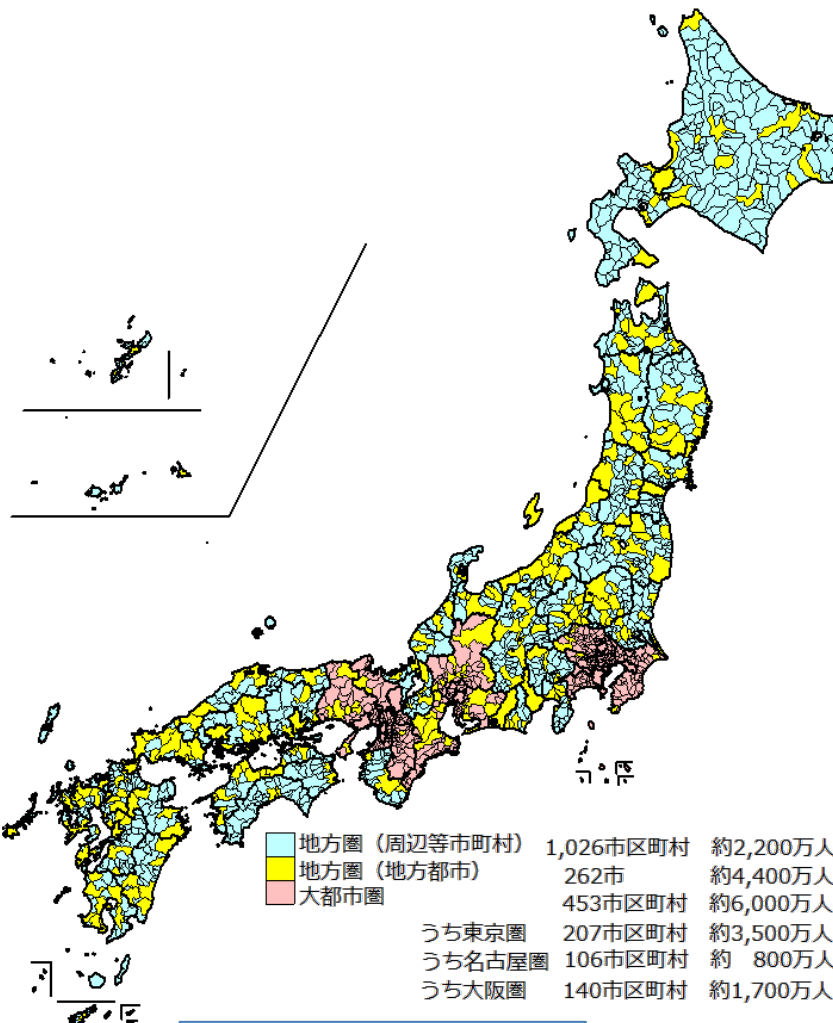


(注) ()内の数は、「住民基本台帳人口移動報告」(総務省統計局)において、転入・転出者数が極めて少ないため個人が特定される可能性があるとして統計上秘匿処理されている者を勘案した計算上の最大値

- 大都市圏、地方圏ともに、23区・政令市への通勤圏では、それぞれ通勤圏外と比べて社会減の市区町村の割合が少ない
<3年連続社会減の市区町村の割合> 【大都市圏】通勤圏：36.9%、同通勤圏外：70.3%
【地方圏】通勤圏：52.7%、同通勤圏外：71.5%
政令市(地方都市の一部)通勤圏では、3年連続社会増の市区町村の割合が17.2%。政令市通勤圏外では同割合は5.5%

まとめ

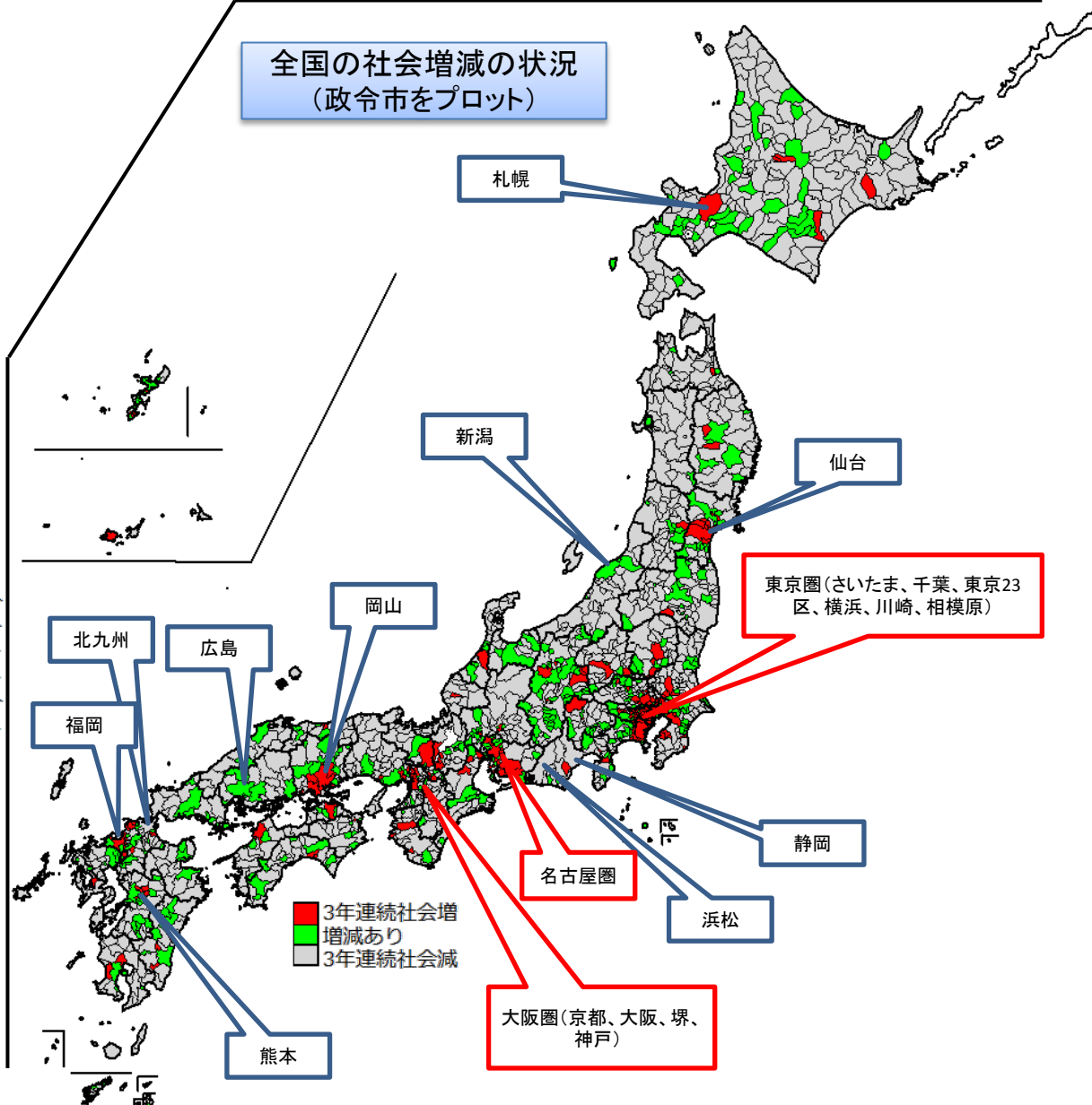
今後の地域活性化や東京圏への過度の人口集中を是正する観点から地方都市の役割が重要



大都市圏等の定義

- ① 大都市圏: 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良の各都道府県で②を除く市区町村の属する圏域
- ② 地方都市: i) 人口5万人程度以上、ii) 昼夜間人口比率1以上、iii) ①の各都道府県以外又は23区・政令市への通勤通学者が1割未満 等の市(参考資料1参照)
- ③ 周辺等市町村: ①及び②以外の市区町村
- ④ 地方圏: ②と③の市区町村が属する圏域

全国の社会増減の状況 (政令市をプロット)



東京圏(さいたま、千葉、東京23区、横浜、川崎、相模原)

大阪圏(京都、大阪、堺、神戸)

2 地方都市における地域活性化3計画の実施状況

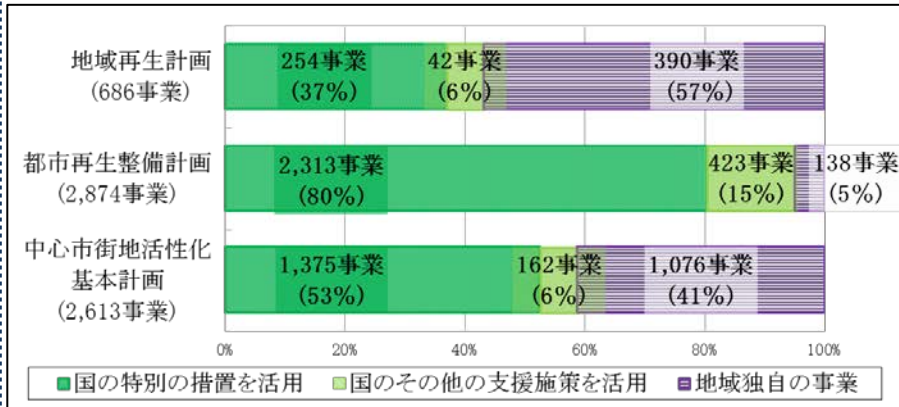
(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況

平成18年度から20年度までに地方都市が作成した地域活性化3計画
 (※)から291計画を抽出調査 ※地域活性化3計画の概要等は参考資料2へ

調査結果

結果報告書P107～110、125～143

- 291計画において実施された事業は6,173事業
 うち、国の支援施策を活用:4,569事業 (74%)、地域独自の事業:1,604事業 (26%)



区分	国の特別の措置 (主なメニュー)	地域独自の事業(例)
地域再生計画	○実践型地域雇用創造事業 ○地域再生基盤強化交付金 ・道整備交付金 ・汚水処理施設整備交付金 ・港整備交付金	○企業誘致・開業支援 ○イベント
都市再生整備計画	○道路 ○地域創造支援事業 ・交流施設整備 ・イベント ・上下水道整備	○庁舎整備
中心市街地活性化基本計画	○社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) ・道路 ・高質空間形成施設 等 ○中心市街地活性化ソフト事業	○情報発信(観光情報、 空き店舗等) ○商品券発行等の販 売促進活動

まとめ

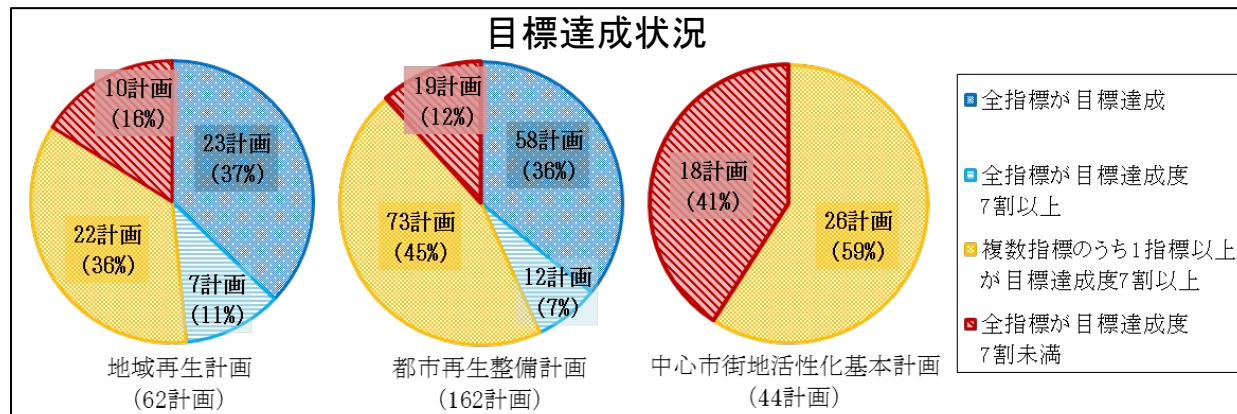
地域活性化3計画
 を作成した自治体は、
 国の支援施策も活用
 しつつ、地域独自の
 事業も実施して計画
 を推進

(2) 効果の発現状況

調査結果

結果報告書P144～153、161、168、173、182、188～195

- 291計画(※)の指標の目標達成状況による効果の発現状況について調査
 → 地域再生計画と都市再生整備計画は一定の効果が発現
 中心市街地活性化基本計画は所期の効果が発現しているとみることは困難



勧告

- 中心市街地活性化施策を効果的に推進する観点から、
- 効果発現のための取組を強力に実施
 - 改めて目標達成が困難となっている原因の分析、改善方策を検討、実施 (内閣府)

※ 設定された指標のうち測定されていない指標などを除いて整理

(3) 効果の発現状況の的確な把握

調査結果

結果報告書P196～207、249、258、261

○ 指標の設定が不適切な例、指標の測定が不適切な例などあり

- 指標の設定や測定が不適切なもの（291計画1,001指標のうち49計画102指標）
(例) ① 「団塊の世代の退職後の活用による地域活性化」という目標は定めているが、指標が設定されておらず事後評価が実施されていない
② 計画期間最終年度に当初設定した目標値を下方修正し、下方修正した目標値を上回ったことから目標達成と評価
③ 指標の測定箇所が事業の実施箇所から離れており、事業との整合性が確保されていない
- 歩行者通行量（97計画105指標）、販売額（21計画21指標）等測定方法が区々など、国による事後評価の支援が必要な状況あり
(例) 所要の予算が確保できないなどにより、歩行者通行量の測定を年に1回のみ実施（65計画69指標）。中には、目標未達成の原因を測定日の悪天候のためとしており、要因分析ができていないものもあり
- 国は、自治体が行う事後評価結果を活用して政策効果を把握しており、その情報が的確であることは重要。国は、事後評価の支援（マニュアル整備、個別の助言等）に取り組んでいるものの、このような状況を踏まえると不十分

勧告

- 指標の設定・測定等に係るマニュアルの整備、助言等の支援の実施
(内閣府、国交省)

(4) 地域住民等との連携等の重要な取組の推進

調査結果

結果報告書P314～320、336、347～355

○ 地域住民等との連携等の重要な取組に関する情報提供が不十分

- 地域住民等との連携や中間評価に適切に取り組み、効果発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果がみられない計画あり
(例) 観光地へのアクセス道路を整備したが、過剰な車両流入を懸念した地域住民等の声を受け道路の供用が延期され、観光客数等の目標を達成していない
- 国が作成した事例集等にはこれらの取組に着目した事例が必ずしも紹介されていない
また、各府省で別個に情報提供され総覧性に乏しい

勧告

- 地域住民との連携例等、自治体の参考となる事例等を収集、ウェブサイト等を活用し一元的に公表
(内閣府)

(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

調査結果

結果報告書P356~370

- 計画期間中に発現した効果が持続しているか検証するため、継続的な効果測定に取り組んでいる例がある一方、取り組まれていない例あり
 - 取り組まれていない主な理由は、目標値を上回る結果が得られたため必要性を感じなかった、国のマニュアル等で実施や報告が求められていないなど
 - 計画期間終了後も継続的に効果測定をし、一時的に利用者数の減少がみられた商業施設について、効果測定の結果を踏まえて対策を講じ、利用者数が増加している例あり



勧告

- 計画期間中に発現した効果を持続させていくことの重要性を明示
- 効果を持続させる取組に関する情報提供の充実
(内閣府、国交省)

3 地域再生計画における申請手続の簡素合理化

調査結果

結果報告書P372~377、405、442

- 地域再生計画と地域雇用創造計画は一体的に作成・運用するメリットあり
 - 地域雇用創造事業を実施するために、市町村は記載内容の類似する地域再生計画と地域雇用創造計画をそれぞれ作成し、内閣府の認定・厚労省の同意を得る必要あり
 - 計画を作成した地方都市からは、内容が同じで重複感があるとして、書類削減等事務の効率化を求める意見あり
 - 地域雇用創造計画で目標値を変更しているのにもかかわらず、地域再生計画で目標値を変更していない例など一体的に作成・運用した方がマネジメントが適切に行われる例あり



勧告

- 計画書の書式の統一化、府省による情報共有の仕組み整備
- 更なる手続の簡素合理化を検討し、所要の措置
(内閣府、厚労省)

地方都市一覽（都道府県別）（平成27年4月1日現在）

No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏
1	北海道	16	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、千歳市、滝川市、石狩市、富良野市、伊達市、北見市	
2	青森県	7	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市	
3	岩手県	7	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	
4	宮城県	4	仙台市、石巻市、気仙沼市、大崎市	
5	秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	
6	山形県	6	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市	
7	福島県	8	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市	
8	茨城県	8	水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	
9	栃木県	8	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、日光市	
10	群馬県	8	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市	
11	埼玉県	2	秩父市、本庄市	○
12	千葉県	2	館山市、旭市	○
13	東京都	1	青梅市	○
14	神奈川県	0		○
15	新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、南魚沼市	
16	富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	
17	石川県	3	金沢市、七尾市、小松市	
18	福井県	4	福井市、敦賀市、越前市、小浜市	
19	山梨県	3	甲府市、北杜市、富士吉田市	
20	長野県	9	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市	
21	岐阜県	6	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、美濃加茂市、関市	○
22	静岡県	12	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、牧之原市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、掛川市、御殿場市	
23	愛知県	6	刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、田原市、新城市	○

No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏
24	三重県	7	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市	○
25	滋賀県	5	彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市	
26	京都府	1	福知山市	○
27	大阪府	0		○
28	兵庫県	7	姫路市、洲本市、豊岡市、西脇市、たつの市、加東市、加西市	○
29	奈良県	1	天理市	○
30	和歌山県	3	和歌山市、田辺市、新宮市	
31	鳥取県	3	鳥取市、米子市、倉吉市	
32	島根県	5	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市	
33	岡山県	4	岡山市、倉敷市、津山市、備前市	
34	広島県	8	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
35	山口県	8	下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、長門市、周南市	
36	徳島県	2	徳島市、阿南市	
37	香川県	4	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市	
38	愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
39	高知県	2	高知市、南国市	
40	福岡県	9	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、朝倉市	
41	佐賀県	5	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市	
42	長崎県	5	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、五島市	
43	熊本県	7	熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、人吉市	
44	大分県	4	大分市、中津市、日田市、佐伯市	
45	宮崎県	6	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市	
46	鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
47	沖縄県	5	那覇市、浦添市、名護市、宮古島市、うるま市	
	合計	262		

地域活性化3計画の概要等

地域再生計画（法施行：平成17年4月、計画認定：1,989件）

【仕組み】自治体が地域再生計画を作成し、内閣府が認定すると以下のような特別の措置あり

【特別の措置の例】

- 実践型地域雇用創造事業の委託
雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の事業（事業主・求職者向け研修等）
- 地域再生基盤強化交付金の交付
省庁の所管を超える2種類以上の類似した施設（道・港・污水处理施設等）を一体的に整備可能な交付金



都市再生整備計画（法施行：平成14年4月、計画作成：2,709件）

【仕組み】市町村が都市再生整備計画を作成し、国土交通省に提出すると以下の特別の措置あり

【特別の措置】

- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の交付
従来から国土交通省で支援してきた施設整備等のハード事業（緑地・広場等整備）のほかに、市町村の提案に基づく地域の創意工夫を活かした取組（図書館等のハード事業・イベント等のソフト事業）も交付金の対象



中心市街地活性化基本計画（法施行：平成10年7月、計画認定：197件）

【仕組み】市町村が中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣府が認定すると以下のような特別の措置あり

【特別の措置の例】

- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）交付率の上限を拡充等
- 中心市街地活性化ソフト事業の財政措置
中心市街地の活性化を主目的とするイベント等のソフト事業
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の交付
教養文化施設、商業インキュベーター施設、テナントミックス等の中心市街地活性化の実効性を高める事業



（注）1 計画認定数等は平成28年3月末現在

2 都市再生整備計画制度が創設されたのは、平成16年4月。中心市街地活性化基本計画の認定制度が創設されたのは平成18年8月